

事業事前評価表(開発調査)

作成日:平成20年4月14日

担当課:産業開発部中小企業課

1. 案件名
メキシコ中小企業人材養成計画開発調査
2. 協力概要
(1)事業の目的 中小企業コンサルタントの認定制度及び養成制度の見直し、試行的な実施を通じ、総合的な中小企業コンサルタント養成計画の策定・提言を行う。
(2)調査期間 平成20年7月～平成21年7月
(3)総調査費用 約1.3億円
(4)協力相手先機関 実施機関:経済省人材育成・技術革新局 協力機関:職業能力基準化認定委員会(CONOCER)
(5)計画の対象(対象分野、対象規模等) 対象分野:製造業やサービス業の中小企業を支援する中小企業コンサルタントを対象とする。 対象地域:メキシコ国全土(ただし、現地調査はメキシコシティ及び周縁部にて実施)
3. 協力の必要性・位置付け
(1)現状及び問題点 メキシコ国(以下「メ」国)では、北米自由貿易協定(NAFTA)の締結及びさらなる経済自由化、市場の開放政策により、製造業企業等が輸入品との厳しい競争にさらされているため、国内の中小企業の育成・強化が不可欠となっている。「メ」国の中小企業は全企業数の98%を占め、雇用の創出、持続的な経済成長を実現するためにはそれら企業の育成が非常に重要である。このため、現政権は経済省の中小企業次官局を中心として、中小企業向けの金融政策、企業家の人材養成、技術開発、質の高い労働者の養成のための職業技術教育に関する事業の推進等、中小企業振興に係る取り組みを進めている。 中小企業を支援するコンサルタントの養成に関しては、中小企業の経営・技術レベルを向上させるため、中小企業に適切かつ効果的な診断・指導を提供できるコンサルタントを確保することを目的として、JICAの支援も受けて中小企業コンサルタントの養成・認定制度を確立することを目指している。現在、「メ」国職業能力基準化認定委員会(CONOCER)により、中小企業コンサルタントに関する国家資格認定基準は公示されたものの、経済省としては、既存のコンサルタントを極短期間でCONOCERの国家資格に収斂するのは困難であるとして、経済省独自の資格認知制度を大学、全国製造業会議所

(CANACINTRA)等と連携を図りつつ設置する案を有しており、国家中小企業コンサルタント養成・認定制度を具現化するためにいかにして事業を進めていくかが課題となっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

カルデロン大統領は、「近代的かつ競争力のある経済の強化及び雇用の創出」を「治安」、「貧困撲滅」と並ぶ新政権の最優先課題として挙げ、市場原理の尊重、世界市場を視野に入れた「競争力強化」に繋がる政策を取り入れる姿勢を見せている。

また、「メ」国経済省は、「中小企業振興プログラム」を策定して、「中小企業基金」を活用しながら、具体的な中小企業振興のための支援事業を展開している。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

経済協力開発機構(OECD)が「中小企業振興プログラム」の中で主要都市に「中小企業振興センター」を設立するための支援を行ってきた。本調査は、中小企業を支援する中小企業コンサルタントの養成・認定制度の確立を目指すものであり、将来的には養成された中小企業コンサルタントが、「中小企業振興センター」の事業に参加することが想定されることから、連携が期待される。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

2005年4月に発効された日墨経済連携協定(EPA)の二国間協力の分野として、「裾野産業育成」及び「中小企業支援」が明記されている。また、JICAの対メキシコ国別事業実施計画においては、「産業開発と地域振興」を援助重点分野とし、中小企業の競争力を強化するために、積極的に中小企業政策の強化のための支援を行うとしている。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

(「メ」国における中小企業と中小企業コンサルタント養成の現状)

(a) 中小企業と政府の中小企業政策の現状

- ・先行する開発調査にて提言された中小企業人材養成事業のレビュー
- ・「メ」国中小企業の競争力と生産性の現状・課題(ボトルネック)
- ・「メ」国政府の中小企業政策と行政体系・支援ニーズ(中小企業基金の活用含む)

(b) 中小企業コンサルタント育成のニーズ

- ・中小企業コンサルタントの現状とコンサルタントのパフォーマンスに係る評価
- ・中小企業コンサルタント訓練コースと認定制度の現状
- ・中小企業振興に求められるコンサルタント資質の特定
- ・中小企業コンサルタント訓練カリキュラム改善に対するニーズ

(総合的な中小企業コンサルタント養成制度に係る計画案の策定)

(a) 経済省が実施すべき中小企業コンサルタント認定及び登録制度案

- ・中小企業コンサルタント候補者の評価基準及び評価制度

- ・コンサルタント評価制度に対する認証基準及び認証制度
- ・認証済みの中小企業コンサルタントの定期的な再評価に対する基準及び評価制度
- ・中小企業を支援する既存のコンサルタント制度を経済省が今後整備する予定の認定・登録制度に統合するためのメカニズム

(b) 中小企業コンサルタント養成制度の改善計画案

- ・中小企業コンサルタント養成計画
- ・中小企業コンサルタント養成カリキュラムの改善モデルの提示
- ・中小企業コンサルタント認定・登録及び評価制度とのリンク

(c) 中小企業コンサルタントの中小企業政策・施策での活用に関する提言

- ・中小企業コンサルタントと中小企業のマッチング制度案の提示
- ・中小企業コンサルタントを活用した中小企業振興政策・施策案の提示
- ・中小企業振興のための中小企業コンサルタント活用に関するその他の留意事項

(中小企業コンサルタントに係る国家資格認定制度を確立するための実行計画に係る提言)

- ・望まれる包括的国家資格認定・認証・評価基準及び制度に係る提言
- ・経済省により確立された中小企業コンサルタント養成、認定、登録制度を国家資格認定制度に移行するためのロードマップ案に関する提言

(2) アウトプット(成果)

- ・「メ」国における中小企業及び中小企業コンサルタント人材養成の現状や課題が明らかになる。
- ・「メ」国経済省による総合的な中小企業コンサルタント養成制度設立計画が提案される。
- ・中小企業コンサルタントに係る国家資格認定制度を確立するためのロードマップが作成される。

(3) インプット(投入): 以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント(分野/人数)

- ・総括/中小企業振興(1)
- ・中小企業コンサルタント養成・認定制度(1)
- ・中小企業コンサルタント養成計画1(1)
- ・中小企業コンサルタント養成計画2(1)

(b) その他 研修員受入れ

- ・調査開始時、及び調査終了時にセミナーを開催する。
- ・研修員受入については、既存の集団研修への参加を検討する。

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

調査により提言された「総合的な中小企業コンサルタント養成制度」が経済省によって確立され、中小企業コンサルタントに係る国家資格認定制度が確立される。

(2)活用による達成目標

調査により提言された中小企業コンサルタント養成制度にて、中小企業を適切に診断し、効果的な指導を提供できる中小企業コンサルタントが確保される。

6. 外部要因

(1)協力相手国内の事情

- (a) 政策的要因：政策の変更等による本事業の優先度が低下しない。
- (b) 行政的要因：大幅な行政機関の組織改変による相手国実施機関の能力が低下しない。
- (c) 経済的要因：経済状況の悪化による中小企業の活動が低下しない。
- (d) 社会的要因：治安が悪化しない。

(2)関連プロジェクトの遅れ

特になし。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮(注)

中小企業は、未熟練労働者を含む多くの労働者に対して雇用機会を提供することが可能であり、マクロ的に見ると所得の分配機能を有していることから、中小企業振興を行うことで、貧困削減に寄与することが期待される。よって、中小企業振興の担い手である中小企業コンサルタントの養成制度の計画を提言する際には、貧困削減の観点を十分に配慮することとする。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用(注)

過去の類似案件からの教訓として、関係者が共同してパイロットプロジェクトを実施することにより、共通理解が得られ、具体的インパクトやアクションを与えることができたこと、また、政府関係者が現場の実情を理解することにより、政策や方針の具体化を図ることが可能となったことがあげられる。よって、本調査においてもメキシコ側と共同で中小企業コンサルタント養成に関するパイロットプロジェクトを実施し、関係者に共通の認識を持たせるとともに、実効性の高い制度の形成ができるよう支援する。

9. 今後の評価計画

(1)事後評価に用いる指標

(a)活用の進捗度

- ・ 中小企業コンサルタント養成制度の確立状況
- ・ 中小企業コンサルタントを通じた中小企業支援施策の実施状況
- ・ 中小企業コンサルタントに関する国家資格認定制度の確立状況

(b)活用による達成目標の指標

- ・ 養成された中小企業コンサルタントの数
- ・ 中小企業による中小企業コンサルタントの利用実績、満足度

- ・ 国家資格認定制度により認定された中小企業コンサルタントの数

(2) 上記(a)および(b)を評価する方法および時期

(a) フォローアップ調査によるモニタリング(2010年度以降)

(注) 調査にあたっての配慮事項